

久喜市の組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成22年久喜市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

総務部しょうぶ会館	全職員
-----------	-----

」

を

「

総務部人権推進課	しょうぶ会館の職員
----------	-----------

」

に改める。

(久喜市人権施策推進会議規程の一部改正)

第2条 久喜市人権施策推進会議規程（平成22年久喜市訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の項中「人権推進課長 しょうぶ会館長」を「人権推進課長」に改める。

(久喜市庁議規程の一部改正)

第3条 久喜市庁議規程（平成22年久喜市訓令第58号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の項中「人権推進課長 しょうぶ会館長」を「人権推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。